JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
いのちにやさしいまちづくり
NEWS
[p-1]
2007 平成19年12月
Vol.33
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

特集 地域ねこって、な～に??
どうすれば、地域ねこ?!

セミナー会場の「動物愛護法」パネル

地域ねこを知っていただくための講座や集会、普及や啓発の活動などを行いました。

ねこだすけニュース「会員の皆さま号」や「号外」でもお知らせしましたが、発行部数が限られますので同じ内容の一部を繰返しました。

猫との暮らしを考えるセミナー　平成19年2月19日から24日のセミナー当日まで神戸市灘区役所でパネル展を併催。当日は市の担当者がねこの歴史や習性生態本能、地域ねこ対策の有効性や進め方などを解説し、ねこだすけも講師講演。

ねこなんでも相談会　同3月3日、「ねこ苦情ご相談・地域ねこ対策ご相談・野良猫問題を地域で解決！」新宿区の地域センターで、区とねこだすけの協働開催。

早稲田鶴巻フェスティバル　同4月1日。町会に誘われた早稲田鶴巻ネコの会を、区とねこだすけが応援。地域ねこのパネル展示や個別相談。

にゃんにゃんセミナーin板橋・成増　同5月6日。地域ねこ説明会と相談会、パネル展。ねこを愛する方の少しの勇気をねこだすけスタッフがサポート。ねこのいのちを尊び、人と動物の程良い関係づくりを進めます。

野良猫対策活動講習会　同6月19日、兵庫県尼崎市動物愛護センター。市の地域ねこ対策活動にねこだすけが講師で参加。

飼い主のいない猫対策セミナー同7月7日、世田谷区役所主催。チームSLPとねこだすけも講師講演。

地域ねこ活動説明会　同7月18日、新宿区内の地域センターで近隣住民を対象に。地域で活動している方や保健所職員とねこだすけも。

ふなばしニャンポジウム　同9月9日、ふなばし地域ねこ活動主催、後援ねこだすけ。船橋市三田公民館で。

狛江にゃんにゃんセミナー　同9月16日、狛江市と狛江地域ねこの会共催、ねこだすけが協働。狛江市あいとぴあセンターで「猫をめぐる協働」について。

福生にゃんにゃんフォーラム　同9月29日、福生市と福生地域ネコの会共催。福生市福祉センター集会室で、横浜市職員黒澤泰氏の講演、ねこだすけはパネリストで参加。

地域ねこパネルの貸し出し　同9月23から三河動物福祉の会ハーツ。10月7日、岡山動物愛護会。10月20日、相模どうぶつ愛護の会など。

地域ねこ対策は浸透しはじめています。なぜ？地域ねこなのでしょうか？

特集 地域ねこってな〜に？ どうすれば、地域ねこ？ なぜ？地域ねこ!!

早稲田鶴巻ネコの会
平成19年10月14日、自治会主催のフェスティバルで地域ねこの紹介も2回めに。（左の写真）東京都の飼い主のいない猫との共生プログラムに区からの推薦を申請しました。

おおた環境美化の会
同10月27日、大田区立生活センターで第1回地域ねこ相談会。どうすれば地域ねこなのかをご存知の皆さまも大勢でした。なぜ？地域ねこなのでしょうか？地域に根付く環境活動の広がりも目的です。

所沢ねこの会・にゃんにゃんグループ 同11月4日、第1回パネル展と相談コーナー。所沢市松井公民館オープンスペースで。人と人との信頼関係づくりを野良ねこ問題解決のテーマにします。多くの皆さまと触れ合いました。（下の写真）

飼い主のいない猫対策セミナー 同11月10日、世田谷区が年間2回主催し第7回めになりました。チームSLPとねこだすけが地域ねこパネルを持参し講師や解説を担当。

第3回すみだ地域猫セミナー 同11月11日、講師講演・パネル展示・個別相談など。すみだ生涯学習センターですみだ地域ねこの会主催、協催ねこだすけ。
地域ねこ対策の実践体験に基づいた、自作のセミナーガイドブックやスクリーンで地域ねこを解説。都の動物管理担当者とねこだすけは、飼い主のいない猫との共生・新プログラムの推奨や質疑への応答など。※5頁と9頁に関連記事あります。

人と猫との調和のとれたまちづくり セミナーとパネル展　同11月19日〜23日、新宿区四谷区民センターで。にゃんにゃんセミナーの名称を変えた、同区保健所とねこだすけ協働行事も7回めをむかえました。
コーディネーターと講演は動物ライターの加藤由子氏。地域ねこを進める皆さまの体験発表やパネルディスカッションほか、東京都動物管理係長、新宿区保健所課長の地域ねこ解説など。総合司会を同区保健所が担当。都内や近郊からも一般の方々や地域ねこチームリーダーの皆さまにご参加いただきました。
セミナーに先立って午前中に行われた、「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡会」設立打ち合わせ会の事務局は同区保健所内です。地域ねこ対策にかかわる区民の情報連絡会です。
同区は地域ねこ対策にいち早く取り組んでいます。次回セミナーにむけて、一般区民対象の「なぜ？地域ねこ。地域ねこってな〜に？」などの解説計画がはじまっています。※9頁に関連記事あります。

ニャンでも相談会・懇談会 同11月23日長崎県佐世保市西天神町公民館で、させぼすてネコ防止会主催。すてネコ対策・地域の猫の問題解決策は？アドバイザーに愛護動物行政ご担当。ねこだすけの地域ねこパネルを展示。

「のら猫」を考える 地域猫対策フォーラム同11月24日、兵庫県宝塚市ラビスタ管理センターで、ラビスタ地域の動物と暮らす会主催。東京周辺の対策をねこだすけがパネルを持ち込んで講演。

野良猫対策活動講習会 同12月1日、兵庫県尼崎市動物愛護センターで第2回め。会を主催する同市の活動計画の講習と、ねこだすけが地域ねこを解説。パネル展示も。

まちの猫問題懇談会 同12月1日、港区保健所と同動物愛護推進員が開催。講師に横浜市職員黒澤泰氏。ねこだすけはパネルを持参で参加。

飼い主のいない猫ボランティア会議 同12月2日、東京都台東区主催健康まつりプログラムのひとつとして。すみだ地域ねこの会が講師、ねこだすけはパネルを提供。※5頁に関連記事あります。

パネルは「地域ねこってなに？」

第1回 国立にゃんにゃんセミナー

～ホントの地域猫を知っていますか？～

12月2日、セミナーとパネル展示・猫の相談コーナーなど。飼い主のいない猫について地域猫対策を考えてみませんか？がテーマです。

東京都国立市国立公民館地下ホールで、主催は「猫のゆりかご(国立地域猫の会)」ホームページは、http://nekoyuri.web.fc2.com/

講演は地域ねこ対策に取り組む自治会役員や東京都動物管理係ほか。後援は国立市、共催ねこだすけ。上の写真は国立市愛護動物担当のご挨拶。

何度かのセミナーを行った体験からですが、計画段階で行政マンに参加を断られることも多いです。その理由の一端にも思い当たります。

行政マンは法令の執行官ですから、できることもできないこともあります。

なぜ地域ねこなのでしょうか？法令をよく読みすすむとき、野良ねこの健康や福祉を保たなければならないなど、無条件の野良ねこ擁護の項目を見つけるのは困難です。しかし、野良ねこも愛護動物ですから、人との共生に人から心配りされる立場の動物です。

行政マンとたまたま会場などで一緒になるとき、野良ねこ擁護を切実に訴えたくなります。しかし行政マンは原則として法令に従うさまざまな措置の実行よりできません。

動物擁護を願う人々の思いや行いも、人の権利として守られなければいけないという考えがあります。地域ねこ対策はそのような人間のやさしさに裏付けられています。

野良ねこ擁護を思いながら健康や福祉を守りたいとき、それに関係する行動の全部が法令で守られているものでもないのです。

行政マンに訴えたいけれども、法令になさそうなことがらなどを、セミナーのボランティアなどにご相談ください。行政とも協働しながら、飼い主のいないねこと共に過ごすヒントがきっと見つかります。

セミナーを主催した「猫のゆりかご」は、野良ねこ擁護を念頭におきながら、東京都の飼い主のいない猫との共生プログラム指定を目指します。

そのほかの行事計画 大阪市や都内東松山市、愛媛県などでの地域ねこセミナーなどの計画があり、随時のお知らせを予定しています。

地域ねこの普及や啓発・取材など

●地域行政の動物問題懇談会構成委員などの皆さまと、地域ねこ対策ついての協議を重ねました。

●定期購読の月刊誌に地域ねこが紹介されました。ねこのきもち2007年4月号。「猫のために何ができるのだろうか」

●テレビ番組、「とことんはてな」で、地域ねこボランティアが紹介されました。同4月15日放映。

卒業論文「地域と猫の共生をめざして・行政と地域の協働体制の確立についての一考察 」。昨年から取材かたがた、地域ねこボランティアのお手伝いをしていた大学生の論文が、学部の卒業論文賞を受けました。

女子高生が卒業研究のテーマに「猫が快適に暮らす街・飼い主のいない猫たちを取り巻く人々」を取り上げました。1年以上も取材や調査を重ね、見事な一冊にまとめられました。（下の写真）

動物ネットワークとの情報交換

●集合住宅のペット禁指導に関係して、野良ねこの管理活動との逸脱解釈について改善の求め。

●野良ねこは駆除対象動物、などと法令を逸脱する解釈で行政裁量権を押し通す地方行政に疑義を提示。

●純粋な野生を除き、人と関わる動物も法令上の愛護動物で、野良ねこも含まれます。愛護動物を「人に飼われている動物」と限定した行政資料に改善の求め。

●パブリックコメント（＝行政の意見公募）への参考文例を公開。

●法令の基本指針などを無視した野良ねこ対策計画を進める地域行政などに、適切な所管担当の設置の求め。例えば、一義的な餌やり禁止や、餌を出す人がねこの所有権を持たなければならないなどの行政指導について。

※人と動物との適切な関係を考えるネットワークなどとの情報交換に基づいた、上記類似案件の解説は別項目に掲載の予定です。

地域ねこセミナーより

ねこだすけ代表工藤のセミナー講演テープおこし

どうすれば、地域ねこ？　地域ねこ活動５つのポイント

「飼い主のいない猫との共生プラン（地域ねこ活動）」を成功させる為の5つのポイント

パネルは「5つのポイント」

1.不妊、去勢手術 の目的は2つです。

●猫を増やさない

出産を抑えるため当然の方法です。

捕獲は必ずメス猫から。子猫がいる場合は母猫を先に捕獲してください。ほかの猫が捕獲されるところを見ると、とくにメス猫はその後の捕獲が困難となります。

●ご近所の方への広報

餌やりさんと一緒に朝6時～7時位。夕方5時～6時位。朝はお勤めの方の出勤時刻、夕方は主婦の方のお買い物時刻。一家にお一人捕獲の現場を見ていただけます。

その際、ご挨拶とともに簡単なご説明、余裕があればチラシを渡して活動を広報します。

2.きちんとした餌やりとトイレの設置

これも目的は2つです。

●環境美化：餌やり

決めた時間、決めた場所、決めた猫に決めた方が餌を与えてください。

餌場のまわりに観葉植物やお花の鉢植えを置き目立たないようにすることも、見た目も美しくおすすめです。お水もバケツに「防火用水」と書いておいておくと皆さんの反応もよくいざというとき役に立ちます。道路際や駐車場などではとにかく清掃を行ってください。

餌を与える猫を決めるためには少々のリサーチが必要となります。「地域ねこ」としたい範囲、その範囲内の猫の数、餌を与えている方、などを調べます。

餌出しによってくる猫は3種類です。

1.発情期の元気一杯のオス猫
2.近所のテリトリーから現われたメス猫
3.捨て猫

1のオス猫に関しては手術をしたい、面倒を見たい、という方はそれも結構です。

しかしながらどんどん猫を受け入れてしまいますと「餌をやるから猫が集まる」ということになりますので要注意です。

2のメス猫で不妊手術をしていないようでしたら手術が必要です。

そしてどこから流れてきたのかご近所（間違いなく近所の猫です）をリサーチします。

その結果と活動状況によりあらたな猫の世話をしている方とお話をつめ、ご近所やお隣の町会にご相談をもちかけることも必要かもしれません。

3の捨て猫、または病気や怪我の猫は治療をする、保護する、新しい飼い主を探す、そして必ずやっていただきたいのは「捨て猫は犯罪」を告知することです。

町会掲示板にチラシを掲示していただいたり、また交番、警察本署等にチラシを持参しパトロールをお願いします。ついでに活動報告チラシもお渡しし、警察の方への広報も行います。

●ご近所の方へのアピール
：トイレと糞パトロール

小さなバッグと料理用のトングか長トングをもちトイレの糞を取ります。工事用ブロックで囲ったなかに工事用砂や土をいれたり場所がないときは道路際、電柱の脇などに軽くそれを盛ります。犬の糞もついでにとります。

砂も土も固まりませんので定期的に取り替えます。

空き缶やゴミも片付けますと大変喜ばれます。これもご近所への広報手段としても有効ですので朝や夕方に行います。続けて行くうちに必ず「ご苦労さまです」とお声がかかります。餌やりは

人もどうぶつもいのちにやさしいまちづくり 地域ねこ

目立たず、清掃は地域の方とのコミュニケーション手段として考えます。

3.ご近所の方、住民組織への広報

1番の捕獲作業、2番のトイレの清掃は手始めの広報方法です。会話→チラシ→町会、自治会長へのご報告と続きます。

町会のなかの環境委員さん、またお話のしやすい方にまずご説明をし会長さんにつないでいただきます。とにかく会長さんにプリントをお渡ししてお話をしてください。猫のみならず地域の苦情は必ず町会長、自治会長のところに届きますのでその際、会長さんにあらかじめご説明をしておきますとスムーズにいきます。これを怠りますとなにもかも水の泡になりかねません。

4.管轄行政へのご報告

これも3と同じです。保健所、環境課など愛護動物主務所管に犬、猫の苦情が殺到します。全国どこの行政も苦情のデータはありますが「地域ねこ活動」に関するものはありません。

活動を書面でご報告することにより行政マンも「こんなにやっている人がいる、これならサポートして活動を進めていける」と必ず思ってくれます。

町会の方にも「保健所にも報告しています」と伝えることができます。行政、住民組織、ボランティア3者の協力体制を構築するために最初にやっていただきたいことです。

5.捨て猫、殺傷違反の防止

捨て猫、殺傷は罰則のある犯罪であることを十分に告知します。ねこだすけサイトから無料でダウンロードできるチラシもありますので町会掲示板などに掲示していただきます。これも大変大事で効果のある方法です。

先に書きましたように交番、警察本署にチラシを持参し活動内容と事情を話します。ご近所の方にも「警察にお話してあります」と伝えます。

以上、5点。とにかく先手必勝です。言われる前に言っておく、これこそ勝組の秘訣です。

猫に手を差し伸べたい方も、猫に困ってる方も不幸な立場の野良猫がいない方が良いという気持ちは一緒なのに‥‥

みなさん、「地域猫」って他人にきちんと説明するのに困っていませんか？

目的やメリットなど、本当の所あまり良く知らないという方もいらっしゃるのではないでしょうか？

すみだ地域ねこの会では、スクリーンとセミナーガイドを使って「地域猫出張講師」を行っています。

「地域猫を町会の方々に理解していただきたいんだけど、どうやって説明したらいいのかしら？」など地域猫対策を始めようとしている地域に出向いて、初心者にもわかりやすく説明致します。

先日は、東京都台東区主催の健康まつり「飼い主のいない猫とのボランティア会議」でも講演させていただき大好評でした。

地域猫は猫の好き嫌いの問題だけでもありません。猫が好きな方も嫌いな方も、自分達の地域の環境を守り、思いやりのある地域にしていくことです。

どうぞご一報下さい。行政の方もご連絡お待ちしております。

すみだ地域ねこの会　090(7226)7630
平日20時以降、土日祝終日対応

ホームページは…
http://suminekokai.hp.infoseek.co.jp/

ねこ・猫・ネコ　ねこだすけでは法令順守の地域ねこ対策を目指しています。国の法令文書には平仮名で「ねこ」としていますので、通常は「ねこ」と書いています。地域行政などでは「猫」や「ネコ」と書くこともあり、あまりこだわらないでどちらも使っています。

なぜ？地域ねこなのでしょうか？

餌をやったら飼い主だ！
お家に連れ帰れ！
処分しろ！
餌をやるから棲みつく！
餌やるな！
などとよくいわれます。

●野良ねこに餌をあげるだけで、所有権や占有権がうまれるのでしょうか？

少し難しい解説ですが、民事でも餌やりと飼い主権利を無条件で一緒にしません。普通の場合に、餌をあげたらそれなりの責任感を持つのは、ご近所付き合いの礼儀やお行儀、マナーのなかでのこと。

「餌をやったら飼い主だ！」と一義的にいうと、義務だけではなく権利も関係します。欲しい野良ねこの持ち主権利をすすんで手に入れようとするとき、自分のものにして飼い主になれます。野良ねこの売り買いをしませんが、「私のねこ」を証明すると、売買すら行える所有の権利も得られます。権利に義務の生まれるのも自然ですから、人に迷惑をかけないで飼い続けることになります。また、飼いねこと同じようにお家の中にも出入りさせると、飼い主のいるねことして判断されることもあり、権利とともに責任を持つこともあります。

権利を求めない人に、野良ねこの所有や占有を押し付ける権限が役人には無い、といってもいい過ぎではありません。
平成13年の神戸居酒屋紛争を例示して、「地域ねこ対策者には飼い主の権利と責任がある」などと指導した行政マンもいましたが、民事介入を避ける行政の不適切な指導です。
なお、この居酒屋紛争は、食べたら出るふん尿に対するねこ嫌いな飲食店主などの、我慢の限界を問題にしています。食べた餌と出るふん尿被害の因果関係の中で、法律用語の「受忍限度を超えた事態」の判断が可能なとき、違法性も指摘されます。この紛争では、餌やりと野良ねこの所有占有の権利義務を違法性判断のよりどころにしていません。
だれかに恋心をいだくのは自由ですが、受忍限度を超えるストーカーは犯罪です。
ご近所同士が、民事にかかるような争いをしないのも「地域ねこ」の大きな目的です。

地域ねこの現場で…「餌をあげたら飼い主だ！」といわれるとき、「食べたねこにどのようなお困りごとがあるのでしょうか？」「そのお困りごとを解決しましょう。」

●野良ねこが気にかかるなら、お家に連れ帰って室内で飼いなさい。…ときつく厳しく指導する行政マンもいます。

これも所有権の押し付けと判断されます。飼い主のいないねこ対策のなかった頃には、民事介入した疑いの強い権利義務強制の指導に従って野良ねこを連れ帰り、生活やお金の負担を強いられた人々もたくさんいます。いわゆる多頭飼養の危機です。

「モノ」の持ち主権利は、売り買いや貸し借りも含めて権利を持つ人が、モノを自由に支配できることといわれます。持ち主も飼い主もいないねこはだれのモノでもないので、ほかのだれかに野良ねこを与える権限をお役所も持ちません。
だれか新しい飼い主にすすんで申し出て欲しい、と願う気持ちは役所だけではなく、どなたにも同じ筈です。

地域ねこの現場で…「連れ帰りなさい！」といわれるとき、「野良ねこたちの生態を支配する方法をとれます。生殖をコントロールしなかったので棲み続けます。これからは行える対策があります。」

●餌をやるから棲みつく！餌やるな！と指導されることもしばしばです。

野良ねこはスズメと同じように純粋な野生には生きません。ねこやスズメの棲める環境は、人の存在と共にでき上がります。田や畑、魚や猟、人が求める食料などの循環サイクルの中に生き続けます。
都会でも同じで、野良ねこの棲むところには必ずどこかに食べる物があり、人も暮らしています。

地域ねこの現場で…「餌やるな！」と指導されるとき、「迷惑被害はここだけにおさめましょう!! お隣り同士に食べ物あさりの被害がきっと大きく広がり、今までと変わらない堂々めぐりです。」

●「愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させるなどの虐待」

衰弱虐待犯罪は、野良ねこへの餌やり禁止指導の違法性とも少し違います。「給餌又は給水をやめる」のは、やり続けていた所有者や占有者が飼い主責任を果たし続けなければいけないときの「責任をやめる行い」と読み取れますので、飼い主や持ち主のいない野良ねこを対象にしていないと考えられます。
「餌やるな！餌やると飼い主だ！」とも、ちぐは

人と動物との適切な関係を考えるネットワークなどとの情報交換をもとに編集しました。www.dobutu.net

ぐになってしまいます。
　飼い主のいるねこに給餌給水をやめると衰弱虐待犯罪者ですから、あれっ！飼い主といわれるのなら餌をやらなくては？となっていがみ合いがはじまり、「飼い主なら連れ帰れ！」「いや、いのちある野良ねこだ！」と険悪になってしまいます。

地域ねこの現場で…地域ぐるみの対策で、飼い主のいないねこの棲息域をまるごと支配して、生態循環を止められます。給餌をやめないで餌あさりや侵入被害をなくす管理の仕組みも作ります。
　野良ねこ苦情は迷惑被害だけではないのです。ねこに思いを寄せる立場からも増えると大きな苦情が持ち上がります。
　地域ねこ対策は、小さな命の尊さと生命すら支配するヒトのごう慢との葛藤のたたかいともいえます。

●処分しろ！という人のほか、「その他の者」が申請するとき野良ねこを引取らなければならない、などと答える行政マンがいます。

　人と関わりながら人の環境に棲む野良ねこは愛護動物と決められています。
　人を殺す狂犬病撲滅の目的から、成犬には全頭登録制度が決められ、法律上飼い主のいない犬はいないことになりますので、拾得者以外のわざと野良犬を捕らえた「その他の者」からの引取りも受けなければいけない理由になります。

　ねこは飼い主や持ち主がいてもいなくても愛護動物ですから、駆除対象の狩猟獣や害獣にあてはまりません。
　行政がねこの引取りを受けるのは、赤ちゃんねこを拾ったり、怪我をして動けないなどを除き、ねこの飼い主である所有者が持ち主権利を放棄するよりほかに方法のまったく見当たらない、緊急避難的なときだけと決められています。

　遺失物の動物も警察から行政のセンターに送られ、近年ではアニマルレスキューを行う消防も増えました。
　法律に書かれている拾得者や「その他の者」とは、警察や消防などの公益的な機関であることを簡単に知ることが出来ます。
　警察や消防ではねこの保護や管理をしないので、法律に「その他の者」と決めていないと、ねこの行き先もなくなってしまいます。これからは緊急災害対策にも愛護動物レスキューの法改正の取り組みがすすみそうですから、救援活動の自衛隊も「その他の者」になりそうです。

地域ねこの現場で…行政は野良ねこ駆除を目的にした「その他の者」からの引取りを法令に従って断れます。また、国は引取り動物の減少を目指しますので、野良ねこ迷惑被害の者が捕ったねこの引取りに応じなくてもよいばかりか、そのような行為を止めさせ、駆除に代わる方法を行えます。
　消防や警察からねこの保護や管理を求められるセンターは、飼養の継続や飼養機会の発見につとめなくてはいけないことになっています。あまりこのことの行われない現実には、行政も人々も心を痛めています。

●知ったかぶりで法律を威圧的に振り回すつもりはありません。野良ねこを引取らなければならないなどといつまでもいい張る行政マンがいるのなら、ああそうですか!!ああいうのなら、こういいます!!

地域ねこの現場で…法令の愛護動物取扱者などに「保管する者」も含まれます。「保管」する取扱者の責任は、適正な終生飼養の実行と、遺棄や衰弱虐待、殺傷などの犯罪行為の禁止です。
　おとなの野良ねこ処分を思い付くとき、素手では捕まらないので罠などの道具を使います。罠に捕まると「保管」の行為が必ず生まれます。飼い主でもないのに捕まえて保管する取扱者にも、適正な終生飼養の責務が負わされるという理屈も通ります。
　保管した取扱者がよそに捨てても殺しても、罠の中で暴れさせて傷つかせても、餌をやらずに衰弱させても犯罪ですから、捕らえた人は八方ふさがりです。もといた場所に戻すか、きちんと飼い続けるかしか方法もありません。
　野良ねこを引取らなければならないと思っていた行政マンにも、引取りを断れるさまざまな理由が見つかります。

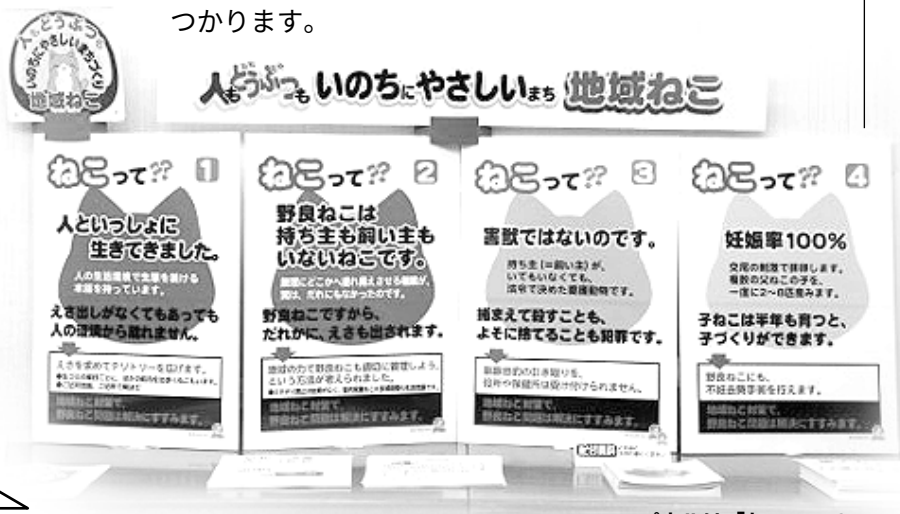

パネルは「ねこって？」

なぜ？地域ねこなのでしょうか？

地域ねこの現場で…

●「野良ねこ大迷惑の苦情も多いでしょうが、ねこが増えると心をいためるねこ好きからの苦情も多いです。」
●「ねこをよそに捨てても、殺しても犯罪です。役所でも引取りを断ります。害獣と違うので処分もできません。」（※注・実際に断りを延々と電話で伝える役所もあります。よそに置き去って書類送検された例もあります。）
●「ねこは人の暮らすところに棲む生態の動物です。餌をあげてもあげなくても人にねぐらを見せません。」
●「餌が出されなくても生き続けますから、ゴミをあさり、餌探しの侵入先を見つけます。」
●「野良ねこの長い歴史の中に、餌のまったく出されなかった過去を持ちません。」（※注・餌やりは「絶対になくならない」現実から目をそむけられません。）
●「餌を出す行いで、飼い主と決めつけるときトラブルが広がります。スズメやハトや泳ぐコイの餌とも少々違うのでやっかいです。」
●「飼い主のいないねこが野良ねこです。連れ帰えらせる権限はどこにも見当たりません。」
●「飼い主がいないので、迷惑被害を投げつける相手も見つかりません。苦情だけは続きます。」
●「放っておくと、ネズミ算の繁殖能力です。複数のオスとの交尾刺激だけで100%妊娠します。」
●「地域の役所は野良ねこ苦情対策に、解決方法も人手も予算もなく悩みます。」

●「地域ぐるみで野良ねこたちの生態を支配する方法が地域ねこです。」
●「地域ぐるみですから、ペットのねこの飼い主さんや取り扱う人にも正しい指導が伝わります。」
●「地域ぐるみですから、捨てねこ犯罪もなくなります。餌やりさんに口添えもできます。」
●「ねこの生態や習性、生理、本能などに詳しい人もいますので、迷惑侵入などを防ぐ方法をお知らせします。」
●「ふん尿や鳴き声対策、生ゴミあさりや餌の置きっ放し対策を行います。」
●「役所や、町の人々にもさまざまな事情をお話しさせていただきます。」

●「地域ねこの方法で、明日から直ぐにねこはいなくなりません。」
●「地域ねこ対策を行ってしばらく過ぎたところでは、それ程目立って数は減らないのに苦情だけはなくなりました。」
●「餌やりさん個人と、ねこ迷惑さん個人のいがみ合いがなくなり、挨拶すら生まれました。」
●「引取り申請されていた赤ちゃんねこが急激に減った行政地区もあります。」
●「いちばんささいな野良ねこトラブルがなくなってコミュニティが活き活きします。」
●「小さな犯罪をなくす努力が大きな犯罪を防ぐといわれます。捨てねこ犯罪や小動物殺傷犯罪に地域の目が届くとき、安全な街づくりにつながります。」
●「地域ぐるみの対策が街に根付くとき、これ以上の野良ねこはあらわれません。」

それでは、
地域ねこってなんなのでしょうか？どうすれば地域ねこなのでしょうか？

●「野良ねこの棲息を抑えるために、ねこたちのテリトリーで生態循環を支配します。」
●「不妊や去勢の繁殖制限を行って、野良ねこ棲息の管理をします。」
●「役所にも報告して協力を促しながら、地域ぐるみで同じ意志を目指せるように取りはからいます。」

※どうすれば地域ねこ？は、4頁の「地域ねこ活動5つのポイント」。

地域ねこ対策、きっかけづくりのお話し合い。

たびたび
アピールさせて
いただきます。

写真は、新宿区・人と猫との調和のとれたまちづくり連絡会の設立会議。

東京都・飼い主のいない猫との共生プログラムと、環境省の指針。

平成13年から15年まで実施された「東京都飼い主のいない猫との共生モデルプラン」が大成功をもって終了し、あらたに同15年より5年計画で「飼い主のいない猫との共生プログラム」としてはじまっています。

23区内だけでもこの計画でおよそ年間3ケ所、計15ケ所の指定地区を目標としています。しかしながら現在のところあまりよい数字は残せていません。

●旧プランと新プログラムの目的の違い。

1.旧プランの目的は種を蒔くこと。どれだけ刈り取れるかわからないがとにかく種を蒔くことにあったと思います。

そして新プログラムは旧プランの良好な刈り取り結果をさらに強固なものにし、主に23区に多かった地区認定を市町村に広め、より地域に根付いた地域活動とすること。

2.東京都の施策としての成功をもって全国に広め、全国的に広く根付いたものとすること。

●新プログラム地区認定条件の大きな違い。

1.場所：旧プランではあくまで住民のいる地域、住宅街、商店街、オフィス街などに限られていました。新プログラムでは公共の場所、公園、河川敷など住民がいない地域も組み込まれています。

2.申請組織：旧プランでは住民組織、町会、自治会、管理組合などの会長名でのみ区への申請希望が可能でした。それが新プログラムでは住民の方が活動組織をあらたにつくりその代表者の名前での申請希望が可能になりました。

町会長、自治会役員にメンバーになっていただくなど、あくまで住民の方の主体性が基本です。

●新プログラムの目的について…

東京都共生プログラムの2つの目的。

1.旧プランで主に23区に多かった認定地区を市町村に広め、さらに地域に根付いた地域住民活動とすること。

2.人口1300万を擁する首都東京がたった1つの方法（住民、ボランティア、管轄行政3者の協働で猫の問題を解決していく）で、そのすべての区市町村の猫にまつわるさまざまなトラブルに対応できることを証明し全国に広めていくこと。

東京都・旧モデルプランの成功を受けて環境省が昨年各都道府県に向けた基本指針のなかに「飼い主のいない猫の愛護と管理の両立を目指すことのできるガイドラインを作成すること」とうたっています。先駆けて行われた東京都の旧プランの結果を環境省が評価し全国におろしたものと思われます。

新プログラムの成否がまさに全国への「飼い主のいない猫との共生プログラム」の波及、定着について大きな影響を及ぼすことは明らかに思えます。

東京都では23区のみならず、市町村においてもそれぞれ独自のモデル地区方式を取り入れ大きな進歩をみせています。

しかしながらそれぞれの区市町村は人口、住宅事情などさまざまな点で異なります。それでもそれぞれで行えるのは、基本となる東京都のプログラムがお手本になっているものと思われます。

例えば、ねこだすけ本部は新宿区です。同区は旧プラン4箇所決定済みのほか、新プログラムの指定地区推薦も決めています。そのほかにも区独自の方法で、同様の対策を行う単独の町会や町会の地区連合組織などと、地域ねこ対策連絡会を作りサポートしています。

同区は人口27万人、世界一の繁華街歌舞伎町や都庁を抱え、オフィス街、住宅街、お屋敷街などの事情や人口構成を考えますと、まさに東京都全体の縮小サイズのようにも思えます。

ヒルズやミッドタウン、皇居や国会議事堂、霞ヶ関などから都心を離れますと、都内近郊には自然の景勝も沢山残っていますし農業も営まれています。そのような区市町村全てを包括する東京都のプログラムは、先に書きましたように人口1300万を擁する大都市が、たった1つの方法でそのすべての区市町村に対応できることを証明する唯一無二の計画といえます。

山があり川があり、あるいはダムがあり住宅、年令構成、職業など全てにおいてどこか違う側面を持つ全国の地域に、たった一つの方法で提示できるのも、東京都のプログラムだからこそです。

東京都の皆さま、どうぞがんばってください。そして全国の猫を気づかうボランティアさんがあたり前のようにこの活動を行えるようにお力をお貸しくださいますようお願い申し上げます。

このプログラムを目指したお手伝いを積極的にさせていただきます。どうぞお気軽におたずねください。

譲り渡し情報ホームページ

不幸なねこに思いをよせるボランティアスタッフが運営管理している、譲渡情報掲載ホームページがリニューアルしました。（下の写真）

新しいURLは、http://tukichan.jp/

裏方さん？ねこだすけは大勢のボランティアさんにお得意の分野の役割分担でお手伝いをお願いしています。

展示物や広報用ペーパーを作る際のカラープリント、イラストを描ける方、お手紙の上手い方、電話の得意な方、イベント会場の運営など表に見えくいボランティア活動です。地域ねこパネルも新しくなりました。

長い間の懸案だったホームページのリニューアルやウェブサーバの統合整備など、ウェブ制作の得意な方にアイデアを作り上げていただいている最中です。（上の写真）

パソコン本体の老朽化対策も、システムに詳しい方にまったくのボランティア作業で、メンテナンスを一手に引き受けていただいています。

さまざまな活動

地域ねこ対策の推進に力をいれていますが、多彩な立場の皆さまからもそれぞれに、本当にさまざまな情報やご相談が寄せられます。

すべての内容のお知らせは困難ですし、詳しい内容が個人情報に触れることもありますので、今年後半頃からをざっとまとめてみました。

下の写真はもっとも分りやすい活動のひとつ、ＴＮＲ＝トラップ・ニューター・リターン（保護捕獲／手術／返還）の入退院で3頭同時でした。

地域ねこ対策推進に関係する打ち合わせ会を、各役所の担当者と。5月、6月、7月、8月、9月3回、10月2回、11月、12月ほか。

役所と動物愛護について話し合いをすすめる方々と面談。6月、11月2回、12月ほか。

都内で飼い主のいない猫との共生プログラムを目指す、地域ねこリーダーや役所の担当さんと現場作業や打ち合わせ会。5月、8月、9月、10月3回、11月、12月ほか。

上の写真は、港区民まつりで動物愛護推進員が計画した、犬のしつけ方デモンストレーションのお手伝いを、10月6日に。

そのほか、7月の動物愛護推進員懇談会。9月には野良ねこトラブルの現場で対策会。セミナーやイベントの事前打ち合わせ会をボランティアリーダーや役所のご担当と。6月、9月、10月3回ほか。

12月にはNPO活動が課題の授業で、研究調査の大学生の来訪、ウェブライターの地域ねこ取材などと続きます。

毎日外で行動する大勢のボランティアさんへの感謝もさることながら、事務所へお届けいただくご支援の品々や、ご寄付などで支えていただけることが大きな励みです。

皆さまへの活動報告や御礼なども滞りがちですが一歩また一歩、人と動物との適切な関係づくりを進めたいと思います。

毎週火曜日の電話相談とデスクワークのボランティアさんにも恵まれながら、日々の活動が続いています。

※ホームページの「地域ねこブログ」にも不定期ですが、活動の一部を掲載しています。
http://blog.livedoor.jp/chiikineko/

パネル借入票をご請求ください。

このニュースに掲載したパネルは、
1頁--動物愛護法
2頁--新・地域ねこってなに？
4頁--5つのポイント
7頁--ねこって？

下の写真は、
ねこの歴史
行政チラシ
飼い主さんへ
などの手作りパネルです。

展示会場やイベント内容の概略をご連絡いただきますと、点数などを選別いたします。1枚はB3サイズです。
恐縮ですが、送料は貸出時、返却時共ご利用者さまのご負担でお願いいたします。貸し出し費用は無料です。
地域ねこの直接的な普及啓発などの使用に限らせていただきます。募金やフリーマーケット、譲渡会などが目的の場合はパネル内容と合致しない場合がありますので、ご利用をお控えいただいております。

ねこの歴史

行政チラシ

飼い主さんへ

トラップケージ、頒布再開のお知らせ。

動物保護目的の地域ねこプランに限り保持できる
キャッツ・プロテクションケージ
＝トラップケージ・直輸入保護捕獲用かご

●頒布へのご理解が多く、購入お申し込みを再開しました。

［ご案内させていただきます。］
ねこだすけはトラップケージの販売利益を目的にしていません。動物愛護に理解の有る任意団体のＡＰＬに協力を依頼し、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、ＡＰＬから直接購入いただける仕組みをとっています。ＡＰＬではねこだすけに申し込みのない直接販売を行いません。
貸し出し用トラップなどをＡＰＬがねこだすけに提供しています。ねこだすけからの直接販売も行いません。

●お申込みの規定書式をご請求ください。2～3枚のご案内用紙をお届けしております。
●古い1枚だけの用紙を現在使用しておりませんので、お手数ですがその都度直接ご請求ください。

●直輸入品のため、ケージ整備調整などのメンテナンスをねこだすけが受け付け持っております。万が一作動不良などの起った際には、出庫時に同封している書式をご利用の上お問い合わせください。

●専用のキャリーケースもあります。

サイズは約25x25x66cm
ペダル(踏み板)式一種類のみ

キャリーケース

ホームページからダウンロードできます。

ねこだすけニュースバックナンバー
ファクトシートの一部

動物愛護法ポスターチラシ
行政資料の一部　ほか

全国のボランティアさんにウェブを利用してお手伝いを呼び掛け、ホームページから資料を印刷していただき、郵送等でご希望の皆さまにお届けしていますが、直接ホームページからダウンロードもできます。
http://www.nekodasuke.net ＞ファクトシート
個人向けの資料としてご活用ください。複製や印刷、大量コピーなどでご利用の際にはご連絡ください。
ファクトシートは新着情報への改訂を計画しています。

トラップケージの貸し出しについて…

地域ねこプランや動物愛護に限って使える、
プロテクションケージ＝トラップケージ保護捕獲用かご

●貸出無料ですが、送料をご負担ください。
●貸出期間は、一回につき最長1ヶ月です。規定の貸出申し込み書式がありますので、お問い合わせください。

●期間を超える際には、一度必ず返却してください。点検整備を行います。

●よそへの「又貸し」を絶対にしないでください。その都度一度返却し、規定の貸出申込書に記入してください。使う態様により危険な猟具にもなります。所在を明確にするためです。

●事情により1ヶ月を超えてしまっている際には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。

ご支援ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

地域ねこ対策や、人と動物との適切な関係づくりの広がりを願っています。
世間ではペットとのふれあいなどがもてはやされます。今、何が適切でどうすれば不適切なことがらを改められるのか？モンモンとするアクシデントも少なくありません。
さまざまな出来事に直面するとき、目には見えにくい改善要請活動も頻繁です。どうか支えあってください。

●不幸なねこを守りかばうとき、フードは欠かせません。
●多頭飼養や、地域ねこの現場に届くと支えになります。
●トイレ砂や獣医薬品などの消耗品も嬉しいです。
●やむをえない移転に伴い拠点の事務所に倉庫がなくなりました。
●ご支援の物品などもタイムリーに転送しています。
●未使用の切手は宅配にも使えますし、書き損じのはがき、テレフォンカード、収入印紙、各種金券、図書などのカード類なども換金が容易です。
●皆さまへのお知らせや小さな会議、イベントのほか通信連絡や配送に役立つ事務的な用度品の、例えば粘着テープ、コピー用紙、プリント用紙、オフィスのりなどの消耗品は少量でも有り難いです。

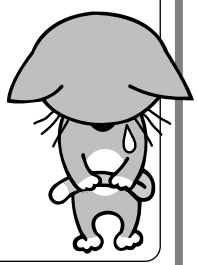

どうぞよろしくお願いいたします。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK 2007 平成19年12月 vol.33

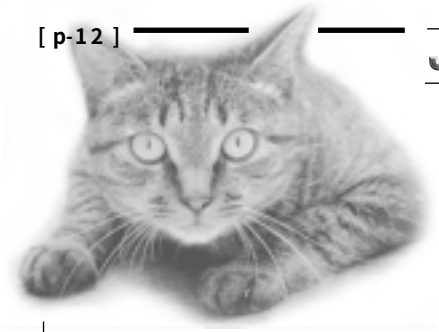

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係…

ねこだすけへのお誘い

資料を郵送します。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは小さないのちにやさしいまちづくりを目指します。1年間に100万匹ものねこが不幸に死にます。少しの手助けで不幸なねこをなくせます。

ボランティアさんがそれぞれの立場で、ねこや動物に今できることをできる範囲で行い、次の世代につながることを願っています。

いつでも、どこでも、ねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や救済、通院などの他ご相談にお応えし、人と動物との適切な関係づくりを広げます。社会のさまざまな分野に働きかけ、協力を促します。

ねこを快く思われない方や、行政と一緒に協働し、同じ目的の地域ねこプランを進めます。

ねこや動物保護の活動は、政治や思想に中立で営利を求めません。超党派の議員、大勢のドクターから賛同をいただきます。

ねこだすけは、ねこや動物を思うボランティアのチームワークで運営され、地域ねこ&どーぶつネットワークを進めます。動物を愛おしむ様々な立場の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指す活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!!　地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　　円
※寄付金：　　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(**※宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

●ご不要になった未使用の切手・書き損じハガキは郵パックや資料送付に転用します。未使用のテレフォンカード・古い収入印紙は換金も容易です。移転で保管場所が狭くなり、ケージや物資などの宅配出庫回数が更に増えました。配送費用にご支援をお願いいたします。

電話はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きお手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・なるべくFax.番号・お問い合わせ内容を手短にご記入の上ファクシミリ送信か郵送をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

- **●動物愛護の普及や啓発**
- **●動物の法令の普及啓発と実行の推進**
- **●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い**
- **●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃**
- **●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進**
- **●不適切に飼養される動物の改善**
- **●生物多様性に関する動物の保全**
- **●不適切な動物愛護風潮の抑止**
- **●動物擁護の普及**
- **●動物福祉の推進**
- **●動物愛護普及啓発イベントの開催**
- **●動物ネットワークの推進**
- **●学習会や相談会**
- **●ねこの譲渡・飼い方相談**
- **●チームや支部などの支援ほか**

狭くて窮屈な事務所です。

デスクワークボランティアスタッフさんを募っています。

ねこや動物擁護を行い、また多くの皆さまに思いを伝えるために、さまざまな裏方作業も盛り沢山です。

文書の整理や書類の仕分け、通信連絡やご相談への応対など、さまざまな役割分担のデスクワークが毎日あります。

ちょっとした会話の中に、動物愛護のヒントが隠されていることも経験します。デスクワークを担いながら、地域ねこチームリーダーも一人立ちして行きます。

特別の知識や経験もいりません。「できることを、できる範囲で、無理をしないで」をモットーに、お気軽にご参加をお待ちしています。

ファックスで「デスクワーク希望」としてご連絡ください。

折り返させていただきます。